

## 議案第 10 号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する住宅管理人の共益費等に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 9 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 和解の相手方  
倉吉市 個人

- 2 和解の要旨

県は、和解の相手方に対し、住宅管理人が私的に使用した共益費等相当額の損害賠償金の支払義務があることを認め、302,935 円を支払うものとする。

- 3 事件の概要

- (1) 事件の発生日

平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 5 日まで

- (2) 事件の内容

県営住宅河北団地 2-1 棟において、県が任命し、県営住宅の管理に関する補助的業務を行っていた住宅管理人が、当該県営住宅の共益費等を私的に使用したこと

で生じた損害について、住宅管理人が私的に使用した共益費等相当額を支払うこと  
で和解しようとするものである。